

名古屋市公共下水道  
平田水処理センター

事後調査計画書（供用開始後）

平成 25 年 5 月

名古屋市上下水道局



## 【 目 次 】

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 第1章 | 事業者の名称及び所在地          | 1  |
| 第2章 | 対象事業の名称及び種類          | 1  |
| 第3章 | 対象事業の概要              | 1  |
| 1.  | 対象事業の目的              | 1  |
| 2.  | 対象事業の内容              | 1  |
| 3.  | 事業の実施状況と評価書作成時からの変更点 | 1  |
| 第4章 | 環境影響評価の手続の経緯         | 5  |
| 第5章 | 環境影響評価の概要(供用開始後)     | 5  |
| 第6章 | 事後調査(供用開始後)の実施内容     | 10 |
| 1.  | 事後調査の目的              | 10 |
| 2.  | 事後調査計画               | 10 |



## 第1章 事業者の名称及び所在地

事業者名:名古屋市

代表者:名古屋市上下水道局長 小林 寛司

所在地:名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名称:名古屋市公共下水道 平田水処理センター

種類:下水道終末処理場の建設

## 第3章 対象事業の概要

### 1. 対象事業の目的

地域住民の生活環境の改善を図るとともに、新川、水場川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を確保するために、下水道事業の一環として水処理センターを建設する。さらに、場内に雨水ポンプ施設を併設し、浸水を防除する。

### 2. 対象事業の内容

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 計画位置   | 名古屋市西区丸野二丁目地内(図3-1)                 |
| (2) 敷地面積   | 約37,000 m <sup>2</sup>              |
| (3) 計画処理区域 | 西区、北区の庄内川以北の区域(1,335ha)             |
| (4) 計画処理人口 | 96,700人                             |
| (5) 計画下水量  | 80,000 m <sup>3</sup> /日(計画1日最大汚水量) |
| (6) 下水排除方式 | 分流式                                 |
| (7) 処理方式   | 嫌気・無酸素・好気法(図3-2)                    |
| (8) 放水口の位置 | 別紙のとおり(図3-3)                        |

### 3. 事業の実施状況と評価書作成時からの変更点

- (1) 現在は、一部供用としてポンプ所が稼動しており、今後、水処理施設を建設し、水処理センターとして全体供用していく。
- (2) 水処理施設の建設は、処理能力の2分の1の規模で1期、2期工事と2回に分けることとした。それに伴い、供用開始後の事後調査計画も1期、2期(全体供用)に分けて行うこととした。
- (3) 環境影響評価書(以下「評価書」という。)作成時には、事業対象の名称を「名古屋公共下水道 平田終末処理場(仮称)」としていたが、「名古屋市公共下水道 平田水処理センター」とした。
- (4) 評価書作成時には、計画下水量を110,000 m<sup>3</sup>/日としていたが、発生汚水量の見直しを行い、80,000 m<sup>3</sup>/日に変更した。
- (5) 評価書作成時には、処理方式を「標準活性汚泥法」としていたが、高度処理の導入により、処理方式を「嫌気・無酸素・好気法」に変更し、施設として「急速ろ過池」を追加した。
- (6) 評価書作成時には、汚泥処理施設を設置する計画だったが、汚泥の処理は別の場所に建設する汚泥処理場にて集約処理を行うこととなったため、当該施設を設置しないこととなった。
- (7) 評価書作成時には、臭突を汚泥処理施設、水処理施設及びポンプ所に設置する計画だったが、脱臭設備を設置することとなったため、当該施設を設置しないこととなった。

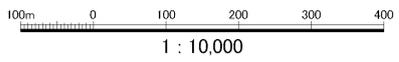
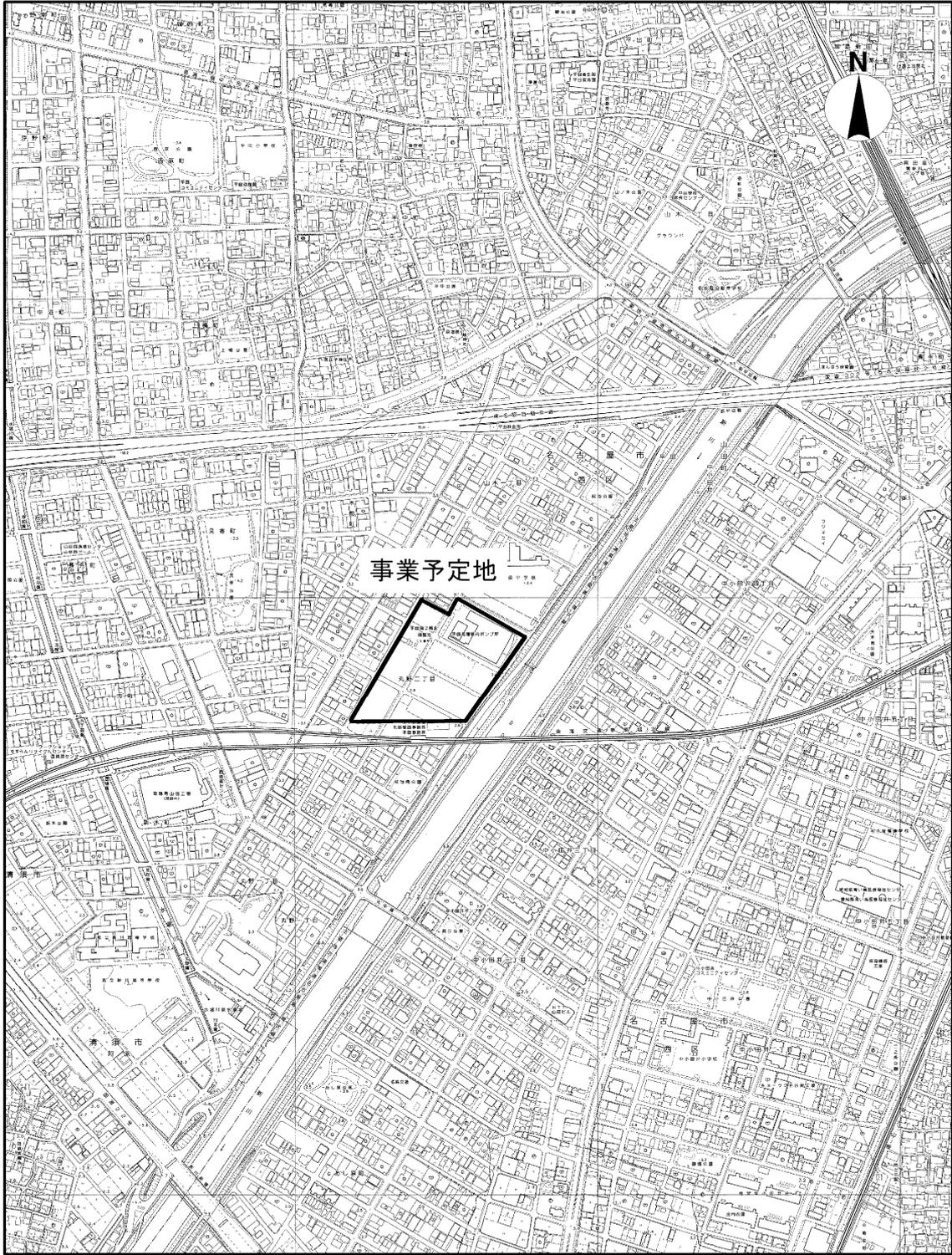


図3-1 事業予定地の位置

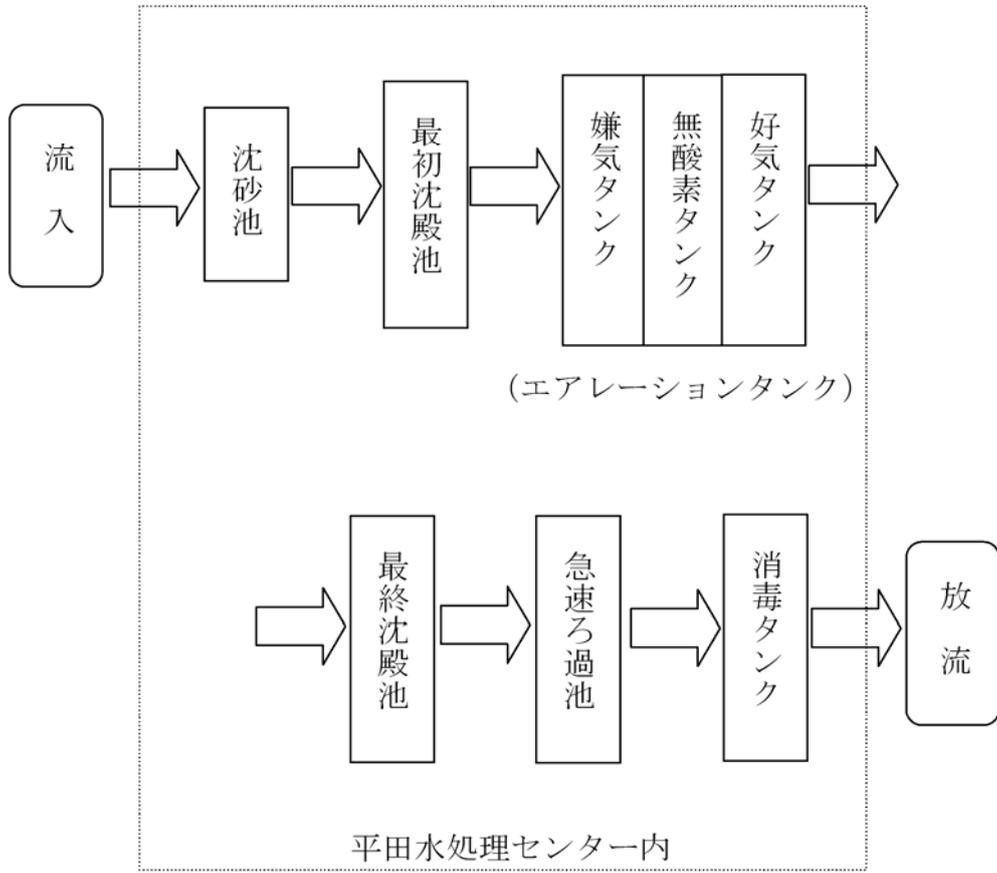


図 3-2 処理フロー

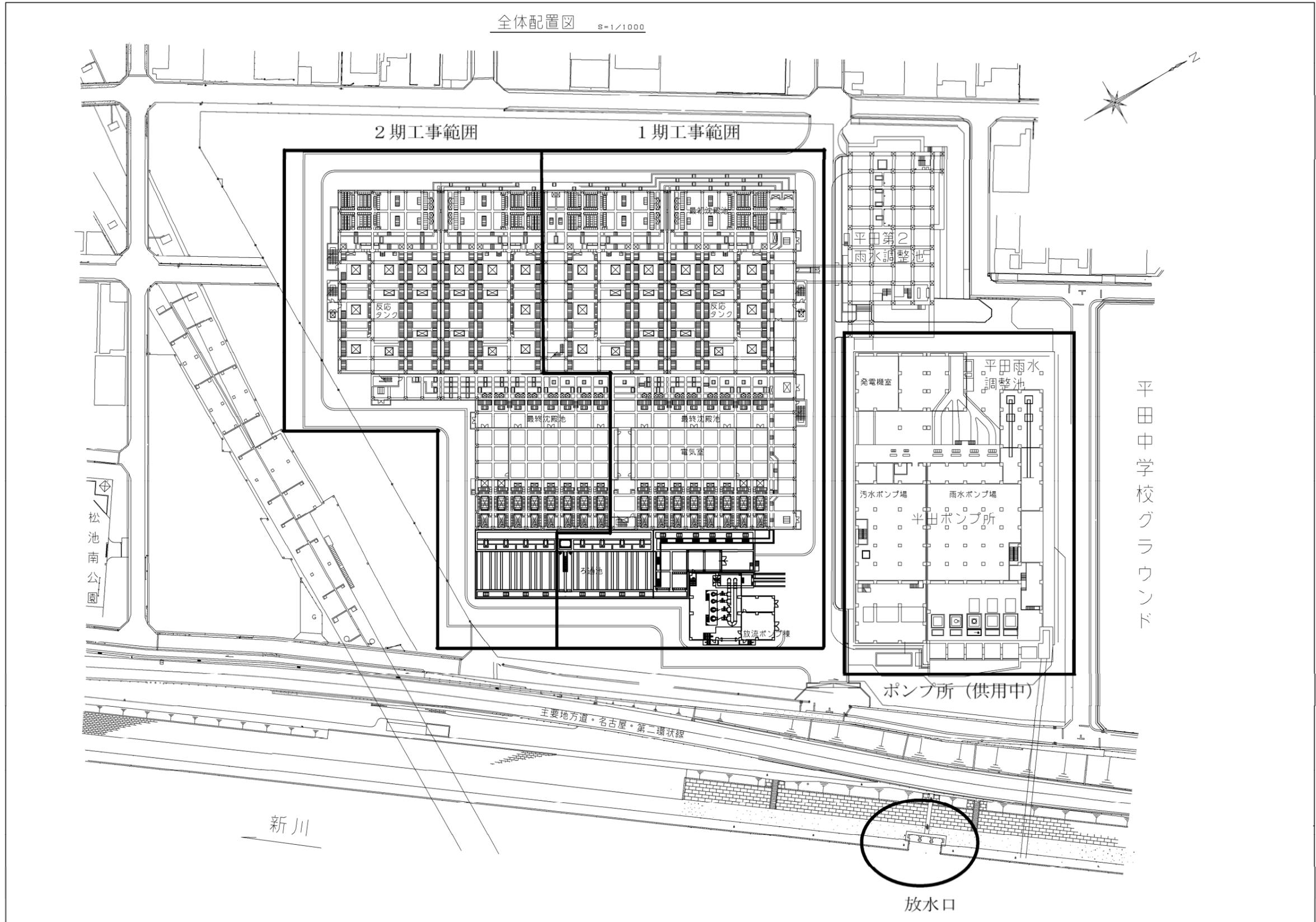


図3-3 放水口の位置

#### 第4章 環境影響評価の手續の経緯

| 事 項               |                 | 日 程 等                              |                                     |
|-------------------|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 現況調査計画書           | 提 出             | 昭和 55 年 8 月 27 日                   |                                     |
|                   | 縦 覧             | 期 間                                | 昭和 55 年 9 月 2 日から昭和 55 年 9 月 17 日   |
|                   |                 | 場 所                                | 西区役所山田支所                            |
|                   |                 | 縦覧者数                               | 60 人                                |
| 環境影響評価<br>準備書     | 提 出             | 昭和 56 年 8 月 27 日                   |                                     |
|                   | 縦 覧             | 期 間                                | 昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 56 年 10 月 1 日   |
|                   |                 | 場 所                                | 西区役所山田支所                            |
|                   |                 | 縦覧者数                               | 34 人                                |
|                   | 説明<br>会         | 開催日                                | 昭和 56 年 9 月 21 日から昭和 56 年 9 月 30 日  |
|                   |                 | 場 所                                | 中小田井小学校、山田小学校、平田小学校、浮野小学校           |
| 参加者数              |                 | 118 人                              |                                     |
| 準備書に対する<br>市民等の意見 | 提出期間            | 昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 56 年 10 月 16 日 |                                     |
|                   | 提出件数            | 1,741 件                            |                                     |
| 見解書               | 提 出             | 昭和 57 年 1 月 25 日                   |                                     |
|                   | 縦 覧             | 期 間                                | 昭和 57 年 2 月 2 日から昭和 57 年 2 月 17 日   |
|                   |                 | 場 所                                | 西区役所山田支所                            |
|                   |                 | 縦覧者数                               | 22 人                                |
| 公聴会               | 開催請求が無かったため開催せず |                                    |                                     |
| 環境影響評価<br>審査書     | 縦 覧             | 期 間                                | 昭和 57 年 7 月 8 日から昭和 57 年 7 月 23 日   |
|                   |                 | 場 所                                | 西区役所山田支所                            |
|                   |                 | 縦覧者数                               | 19 人                                |
| 環境影響評価書           | 提 出             | 昭和 57 年 9 月 20 日                   |                                     |
|                   | 縦 覧             | 期 間                                | 昭和 57 年 10 月 6 日から昭和 57 年 10 月 13 日 |
|                   |                 | 場 所                                | 西区役所山田支所                            |
|                   |                 | 縦覧者数                               | 18 人                                |
| 事後調査計画書<br>(工事中)  | 提 出             | 平成 3 年 8 月 5 日                     |                                     |

#### 第5章 環境影響評価の概要（供用開始後）

環境影響評価書(昭和57年9月)における供用時の環境影響評価の概要は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 現況・予測・評価の結果の概要一覧

| 項目 | 現況   | 環境保全目標   | 予測結果   | 評価   | 環境保全対策   |
|----|--|--|--|--|--|
| 悪臭 | <p>予定地周辺で悪臭物質は検出されず、臭気濃度も低い値(1地点で17、4地点で10未満)となっている。</p> | <p>(悪臭物質)</p> <p>敷地境界線において、臭気強度 2.5 に対応する濃度以下になるようにするとともに、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンについては、気体排出口における流量が悪臭防止法に定める式によって求めた流量以下とする。</p> | <p>(悪臭物質)</p> <p>・排出口<br/>排出口における流量は許容流量以下である。</p> <p>・敷地境界線<br/>着地濃度の最大値は、メチルメルカプタンで <math>0.017 \times 10^{-3}</math> ppm、硫化水素で <math>0.040 \times 10^{-3}</math> ppm となる。</p> | <p>(悪臭物質)</p> <p>・排出口<br/>環境保全目標を達成できる。</p> <p>・敷地境界線<br/>いずれの物質も環境保全目標を達成できる。</p> | <p>・悪臭が外へもれないようにするために、極力開閉部分を少なくする。</p> <p>・沈砂、スクリーンかすの搬出口には、シャッターのほかエアカーテンを設置する。</p> <p>・定期的に悪臭発生状況の調査を行い、必要に応じて悪臭防止施設の点検及び改良を行う。</p> |
|    |  | <p>(臭気濃度)</p> <p>敷地境界線における臭気濃度を15以下とし、日常生活において住民が不快な臭いを感じないようにする。</p>  | <p>(臭気濃度)</p> <p>既設処理場(守山、堀留、鳴海)の敷地境界線における臭気濃度は11以下である。</p>  | <p>(臭気濃度)</p> <p>本処理場では、悪臭発生源の覆盖および脱臭を行うため環境保全目標を十分に達成できる。</p>                     |  |

| 項目               | 現況  | 環境保全目標   | 予測結果 | 評価  | 環境保全対策 |                  |                                       |                      |      |      |      |   |   |   |
|------------------|---|--|------|-----|--------|------------------|---------------------------------------|----------------------|------|------|------|---|---|---|
| 騒音               | <p>日曜日については、すべての時間帯の環境基準を満足しているのは9地点のうち6地点である。</p> <p>月曜日については、すべての時間帯の環境基準を満足しているのは9地点のうち5地点である。</p> | <p>「愛知県公害防止条例」・工場等に関する規制基準(準工業地域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">昼間</th> <th style="width: 33%;">朝・夕</th> <th style="width: 33%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時から<br/>午後7時まで</td> <td>午前6時から<br/>午前8時まで<br/>午後7時から<br/>午後10時まで</td> <td>午後10時から<br/>翌日の午前6時まで</td> </tr> <tr> <td>65ホン</td> <td>60ホン</td> <td>50ホン</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地の境界線における大きさの許容限度を表す。</p> <p>・学校の敷地の周囲 50mの区域内に含まれる予定地における大きさは、表に掲げるそれぞれの値から5ホンを減じた値とする。</p> <p>・騒音の大きさは、90%レンジの上端値である。</p> | 昼間   | 朝・夕 | 夜間     | 午前8時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午前8時まで<br>午後7時から<br>午後10時まで | 午後10時から<br>翌日の午前6時まで | 65ホン | 60ホン | 50ホン | <p>・晴天時<br/>平田中学校の敷地の周囲 50m以内に含まれる敷地境界線においては30ホン未満、50m以内に含まれない敷地境界線においては38ホン以下となる。</p> <p>・雨天時<br/>平田中学校の敷地の周囲 50m以内に含まれる敷地境界線においては48ホン以下、50m以内に含まれない敷地境界線においても48ホン以下となる。</p> | <p>・晴天時<br/>すべての時間帯の環境保全目標を達成できる。</p> <p>・雨天時<br/>平田中学校の敷地の周囲 50m以内に含まれない敷地境界線においては、すべての時間帯の環境保全目標を達成できる。50m以内に含まれる敷地境界線においては、朝夕、昼間は達成できるが、夜間は環境保全目標をわずか(1~3ホン)に上回る部分がある。</p> | <p>・ポンプ棟の外壁を厚くする。</p> <p>・ポンプ棟の内壁には、他の部屋よりも吸音効果の大きい吸音材を使用する。</p> <p>・外周部には、樹高の高い常緑樹を密植し、可能な限り減音させる。</p> |
|                  |   | 昼間   | 朝・夕  | 夜間  |        |                  |                                       |                      |      |      |      |   |   |   |
| 午前8時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午前8時まで<br>午後7時から<br>午後10時まで   | 午後10時から<br>翌日の午前6時まで   |      |     |        |                  |                                       |                      |      |      |      |   |   |   |
| 65ホン             | 60ホン  | 50ホン   |      |     |        |                  |                                       |                      |      |      |      |   |   |   |

| 項目               | 現況   | 環境保全目標  | 予測結果 | 評価 | 環境保全対策           |                     |      |      |   |   |  |
|------------------|--|---|------|----|------------------|---------------------|------|------|---|---|--|
| 振動               | <p>日曜日および月曜日のほとんどの地点において80%レンジの上端値は48dB未満となっている。</p> | <p>「愛知県公害防止条例」・工場等に関する規制基準(準工業地域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">昼間</th> <th style="width: 50%;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前7時から<br/>午後8時まで</td> <td>午後8時から<br/>翌日の午前7時まで</td> </tr> <tr> <td>65dB</td> <td>60dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>・敷地の境界線における大きさの許容限度を表す。</p> <p>・学校の敷地の周囲 50mの区域内に含まれる予定地における大きさは、表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。</p> <p>・振動レベルは、80%レンジの上端値である。</p> | 昼間   | 夜間 | 午前7時から<br>午後8時まで | 午後8時から<br>翌日の午前7時まで | 65dB | 60dB | <p>・晴天時<br/>平田中学校の敷地の周囲 50m以内に含まれる敷地境界線においては39dB以下、50m以内に含まれない敷地境界線においては49dB以下となる</p> <p>・雨天時<br/>平田中学校の敷地の周囲 50m以内に含まれる敷地境界線においては43dB以下、50m以内に含まれない敷地境界線においては49dB以下となる</p> | <p>晴天時、雨天時ともにすべての時間帯の環境保全目標を十分に達成できる。</p> |  |
| 昼間               | 夜間   |   |      |    |                  |                     |      |      |   |   |  |
| 午前7時から<br>午後8時まで | 午後8時から<br>翌日の午前7時まで                                  |   |      |    |                  |                     |      |      |   |   |  |
| 65dB             | 60dB   |   |      |    |                  |                     |      |      |   |   |  |

| 項目 | 現況   | 環境保全目標   | 予測結果  | 評価   | 環境保全対策   |
|----|--|--|---|--|--|
| 水質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新川水質は、比良新橋で約BOD16 mg/ℓ、COD13 mg/ℓ、DO8 mg/ℓであった。既存資料によれば、概ねBOD、COD、DO共夏に良く冬に悪い。</li> <li>・新川の健康項目等水質は、現地調査、既存資料調査共に定量限界値未満あるいはそれに近い値であった。</li> <li>・新川の底質も現地調査でほとんど汚染されていない。</li> </ul> | <p>将来市街化に伴い現況より大幅に悪化すると予測される新川の水質の保全に寄与する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新川のBOD、CODは、四季別においては、下水道整備後が未整備の場合より冬季新川橋でBOD17mg/ℓ、COD5mg/ℓ良くなり、またDOも含め、新川全体的に現況と同程度かあるいは良くなっている。時間変動予測においても、全体的には同程度かあるいは良くなっている。</li> <li>・重金属類等については、処理場放流水水質が定量限界値未満あるいはそれに近い値と考えられ、下水道整備後は未整備より良くなり、また底質も水質の良化を考慮すれば、下水道整備後は未整備より良くなる。</li> </ul> | <p>下水道の目的の1つとして河川の水質保全があるため、下水道を整備することは当然新川の水質保全に寄与するものであり、環境保全目標は達成できる。</p> <p>しかし本事業による下水道整備区域面積は、新川全体流域面積の約5%しかないので、本事業だけでは新川の環境基準達成は難しい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令で定められた排水の基準(下水道法に規定する技術上の基準BOD20 mg/ℓ、SS70 mg/ℓ、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準BOD20 mg/ℓ、SS50 mg/ℓおよび総量規制基準COD30 mg/ℓ×80,000 m<sup>3</sup>/日=2,400 kg/日)を遵守可能とする処理施設の設置を当然行う。</li> <li>また新川の現状水質からみて、基準値で常時放流するのではなく、広域的な水質改善の立場に立ち、基準値以下で放流するように努力する。</li> <li>・さらに処理場稼働開始より、現況調査をもとに、処理場放流地点付近における水質調査等を定期的実施し、新川の水質および周辺環境の保全に努める。</li> </ul> |

| 項目   | 現況   | 環境保全目標  | 予測結果   | 評価   | 環境保全対策 |
|------|--|---|--|--|--------|
| 地盤沈下 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下の状況は、昭和40年代後半をピークとして鈍化してきており、一部箇所では、昭和50年度以降上昇を示している。</li> <li>・地下水位はTP+1.00m程度である。</li> </ul> | <p>日常生活、社会生活に障害を生ずるような地盤沈下を進行させないようにするとともに、地下水位低下による支障を生じさせないように対処する。</p> | <p>構造物の基礎構造は④層(鳥居松礫層)を支持層とする杭基礎構造とする必要がある。</p> | <p>構造物は、④層(鳥居松礫層)を支持層とする杭基礎構造とするため、施設自身も周辺地盤も圧密沈下の恐れはない。</p> |        |

| 項目   | 現況  | 環境保全目標                          | 予測結果  | 評価                                | 環境保全対策   |
|------|---|---------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 交通安全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の状況<br/>予定地周辺道路および予定地内道路の一部が平田中学校の通学路に指定されているが、住宅が少ないので生徒の分布は少ない。</li> <li>・交通量の状況<br/>調査6地点はすべて流れはスムーズであり、渋滞等は認められない。</li> <li>・安全施設、交通規制<br/>安全施設としては、主な交差点の信号機、用水路沿いのガードレール、一部区間の歩道がある。</li> <li>・過去の交通事故<br/>関係4学区の面積当たり事後件数は、西区の平均を下回っており、予定地周辺では特に事後が少ない。</li> </ul> | <p>住民の日常生活および学童の通学の安全を確保する。</p> | <p>処理場建設に伴い、予定地内の工場、住居等へ出入りしている車両が減少するため、結果的には予定地周辺の通行車両は増加しない。</p> | <p>実質的な車両増加にならないので、直接的な影響はない。</p> | <p>維持管理用車両のルートは、事前に再度交通状況調査を実施し決定する。</p> <p>また、予想される問題に対しては、関係諸機関と協議のうえ、万全の対策を講じる。</p> |

| 項目 | 現況   | 環境保全目標                                  | 予測結果                              | 評価                                  | 環境保全対策                                |
|----|--|---|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 治水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>排水系統<br/>水場川に自然排水されており、治水施設としては、水場川排水機場、コンクリート柵きよを主体とした水路が整備されている。新川沿いには、平田第1、第2排水機場が設けられている。</li> <li>新川の状況<br/>昭和54年より国の総合治水対策特定河川事業に採択され、新川流域総合治水対策協議会が設置されている。</li> </ul> | 河川および堤体の機能に支障を及ぼさないものとするとともに、浸水解消に寄与する。 | 予測各項目については、河川管理者との事前協議にて十分な検討を行う。 | 河川管理者と事前協議を実施し、十分な対策を講じるので堤体は安全である。 | 新川流域総合治水対策協議会の中で、雨水流出抑制対策などの施策を進めていく。 |

| 項目   | 現況  | 環境保全目標                        | 予測結果  | 評価                          | 環境保全対策                                      |
|------|---|-------------------------------|---|-----------------------------|---|
| 電波障害 | 予定地周辺は、電波障害に関し比較的好条件にある地域であり、現在のところ大きな障害はみられない。 | 処理場建設によってテレビの受信に支障が生じないようにする。 | ビル陰障害、反射波障害が、それぞれ約10ha、約4haにわたって発生すると予測される。 | 環境保全対策を施すことによって、環境保全目標を守れる。 | 障害が明らかな場合には、個別アンテナの改良または共聴システムの設置等必要な措置を行う。 |

| 項目                        | 現況  | 環境保全目標   | 予測結果                     | 評価       | 環境保全対策                    |          |   |              |  |
|---------------------------|---|--|--------------------------|----------|---------------------------|----------|---|--------------|--|
| 日照障害                      | 予定地周辺は工業地域に指定されており、工場・倉庫等が多く、一般住宅および農地は少ない。また、現在のところ著しい日照障害は生じていない。 | <p>「名古屋市中高層建築物日影規制条例」に定める準工業地域の規制値を目標値とし、居住環境等に著しい影響を与えないようにする。</p> <table border="1"> <tr> <td>敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影</td> <td>5時間以上の日影</td> </tr> <tr> <td>敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影</td> <td>3時間以上の日影</td> </tr> </table> | 敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影 | 5時間以上の日影 | 敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影 | 3時間以上の日影 | 島日影は敷地内外ともにあられない。また、5時間以上の日影、3時間以上の日影は、それぞれ5m、10mの規制線の外側には生じない。 | 環境保全目標を満足する。 |  |
| 敷地境界線からの水平距離5m以内に収めるべき日影  | 5時間以上の日影  |  |                          |          |                           |          |   |              |  |
| 敷地境界線からの水平距離10m以内に収めるべき日影 | 3時間以上の日影  |  |                          |          |                           |          |   |              |  |

| 項目 | 現況  | 環境保全目標                           | 予測結果                              | 評価   | 環境保全対策 |
|----|---|----------------------------------|-----------------------------------|--|--------|
| 緑地 | <p>予定地周辺には近隣公園1箇所と児童公園が6箇所設置されている。</p> <p>また、予定地周辺には、水田、畑地がわずかに存在しているにすぎない。</p> | 緑化面積を敷地面積の20%以上とし、緑豊かな処理場をつくり出す。 | 樹冠の垂直投影面積は0.78haであり、敷地面積の約21%となる。 | 水処理施設の覆蓋、公園化を行い、地域住民や平田中学校生徒が利用しやすいように整備することにより、地域内に新しいレクリエーション空間、緑地をつくり出すことができ、しかも環境保全目標を達成できる。 |        |

| 項目 | 現況                                      | 環境保全目標                          | 予測結果  | 評価  | 環境保全対策 |
|----|---|---------------------------------|---|---|--------|
| 景観 | 予定地周辺は、特別工業地区として発展、整備過程にあり、景観的にも過渡期にある。 | 周辺景観との調和を保ち、良好な景観形成に寄与できる施設とする。 | 敷地境界への植栽および場内での緑の立体的な配置により、緑が全面的に人の目にふれ、良好な景観が得られる。 | 次に示す環境保全対策を施すことによって、十分に環境保全目標を満足する。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>地上構造物のデザインは奇抜なものとせず、白を基調とする色を用いて清潔感を持たせる。</li> <li>また、修景植栽を行うことにより、良好な景観形成とともに緑の供給にも寄与する施設とする。</li> </ul> |        |

| 項目   | 現況   | 環境保全目標   | 予測結果                                       | 評価   | 環境保全対策 |
|------|--|--|--|--|--------|
| 地域分断 | 予定地付近においては、予定地内を新川に並行して走る道路が生活道路としての役割を果たしている。 | 周辺住民の日常的な地域生活に可能は限り支障がないようにするとともに、コミュニティ活動の向上に寄与するようにする。 | 供用に伴い道路の一部が消滅することにより、地域住民の通勤・通学の動線が多少変化する。 | 現在存在している生活道路の一部が消滅することにより、迂回距離が約 100mとなり、日常生活における歩行、自転車走行等が現在より多少不便になる。<br>生活道路として新しい役割を担うと予想される道路については、道路管理者との協議のもとに整備を行っていく。<br>また、水処理施設上部をカバーし、グランドとして整備することでコミュニティ活動の場を提供するとともに、平田中学校生徒の運動場として利用しやすいようにする。 |        |

| 項目  | 現況 | 環境保全目標                               | 予測結果                        | 評価   | 環境保全対策 |
|-----|----|--------------------------------------|-----------------------------|--|--------|
| 廃棄物 |    | 発生する廃棄物の運搬に関して、住民の日常生活に支障を与えないようにする。 | 廃棄物量<br>沈砂、スクリーンかす 各々約 2t/日 | 運搬に際しては、法令に定める規定を遵守し、運搬車の洗浄等により予定地周辺の生活道路を汚さないようにして、住民の日常生活に支障を与えないようにする。<br>供用開始時には、交通量状況等の調査を再度実施し、運搬ルートを決定する。 |        |

## 第6章 事後調査（供用開始後）の実施内容

### 1. 事後調査の目的

本事業に係る供用開始後において、本事業の実施により環境影響評価の項目に係る環境要素に及ぼす影響の程度について把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証するものである。

### 2. 事後調査計画

事後調査計画は表6-1、調査地点は図6-1～図6-4に示すとおりである。調査結果は環境影響評価の結果と比較検討を行い、著しく異なる場合はその原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

原因究明の結果、本事業の実施に起因することが判明した場合には、必要な環境保全措置について検討し、適切な措置を講じる。

表 6-1 事後調査計画の概要(供用開始後)

|    | 項 目      | 手 法 等  |
|----|----------|--|
| 悪臭 | 悪臭物質の濃度等 | <p>[調査事項]<br/>           特定悪臭物質の濃度、臭気指数(臭気濃度)</p> <p>[調査方法]<br/>           ○特定悪臭物質<br/>           「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号)に定める方法<br/>           ○臭気指数(臭気濃度)<br/>           「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 環境庁告示第 63 号)に定める方法</p> <p>[調査地点](図 6-1)<br/>           ○悪臭物質<br/>           敷地境界 1 地点(風下)<br/>           排気口 2 地点(ポンプ棟沈砂池、水処理施設)<br/>           ○臭気指数<br/>           敷地境界 5 地点</p> <p>[調査期間]<br/>           ○ポンプ所供用開始後(一部供用)・・・臭気が強いと感じられる時期(夏季の 1 日)<br/>           ○第 1 期工事完了後・・・臭気が強いと感じられる時期(夏季の 1 日)<br/>           ○第 2 期工事完了後・・・臭気が強いと感じられる時期(夏季の 1 日)</p> |

|    | 項 目   | 手 法 等  |
|----|-------|--|
| 騒音 | 処理場騒音 | <p>[調査事項]<br/>           騒音レベル</p> <p>[調査方法]<br/>           「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 厚生省・農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)に定める方法</p> <p>[調査地点](図 6-2)<br/>           事業予定地の敷地境界 5 地点</p> <p>[調査期間]<br/>           ○ポンプ所供用開始後(一部供用)・・・晴天時、雨天時それぞれ 1 回<br/>           ○第 1 期工事完了後・・・晴天時、雨天時それぞれ 1 回<br/>           ○第 2 期工事完了後・・・晴天時、雨天時それぞれ 1 回</p> |

|     | 項 目   | 手 法 等   |
|-----|-------|---|
| 振 動 | 処理場振動 | <p>[調査事項]<br/>振動レベル</p> <p>[調査方法]<br/>「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」<br/>(昭和 51 年 環境庁告示第 1 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] (図 6-2)<br/>処理場騒音と同じ</p> <p>[調査期間]<br/>処理場騒音と同じ</p> |

|     | 項 目                 | 手 法 等   |
|-----|---------------------|---|
| 水 質 | 供用時の放流先河川水質及び処理水の程度 | <p>[調査事項]<br/>         &lt;河 川&gt;○水質:BOD、COD、DO<br/>         ○水位、流速<br/>         &lt;排水水&gt;○排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)に定められる排水基準項目<br/>         ○排水量</p> <p>[調査方法]<br/>         &lt;河 川&gt;○水質<br/>         「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)で定める方法<br/>         ○水位、流速<br/>         「河川砂防技術基準 調査編」(平成 24 年 6 月版 国土交通省 水管理・国土保全局)に定められる断面法による流速計測機器を用いた流量観測<br/>         &lt;排水水&gt;○排水基準項目<br/>         排水基準を定める省令(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)に定められる方法<br/>         ○排水量<br/>         管理記録からの読み取り</p> <p>[調査地点] (図 6-3)<br/>         &lt;河 川&gt;○水質及び水位、流速<br/>         新川(放流地点付近)の 1 地点及び新川 5 地点、五条川 1 地点<br/>         &lt;排水水&gt;○排水基準項目<br/>         放水口</p> <p>[調査期間]<br/>         ○第 1 期工事完了後<br/>         &lt;排水水&gt;排水基準項目及び排水量<br/>         月 1 回の調査を 1 年間<br/>         ○第 2 期工事完了後<br/>         &lt;河 川&gt;水質及び水位、流速<br/>         短期・・・冬期の小潮の際の 1 日で 24 時間分を 2 時間毎に採水<br/>         長期・・・年 4 回(四季別)の調査<br/>         &lt;排水水&gt;排水基準項目及び排水量<br/>         月 1 回の調査を 1 年間</p> |

|      | 項 目     | 手 法 等   |
|------|---------|---|
| 交通安全 | 交通安全の影響 | [調査事項]<br>安全施設、交通規制の状況<br>[調査方法]<br>現地調査、既存資料による調査<br>[調査地点]<br>事業予定地周辺<br>[調査期間]<br>第2期工事完了後 |

|    | 項 目       | 手 法 等  |
|----|-----------|--|
| 治水 | 河川構造物への影響 | [調査事項]<br>ポンプ所運転時の河川構造物への影響<br>[調査方法]<br>降雨時に現地踏査および写真撮影<br>[調査地点]<br>放水口周辺<br>[調査期間]<br>ポンプ所供用開始後 |

|      | 項 目           | 手 法 等            |
|------|---------------|------------------|
| 電波障害 | テレビジョン電波障害の程度 | 苦情の有無とその内容を調査する。 |

|      | 項 目      | 手 法 等            |
|------|----------|------------------|
| 日照阻害 | 日影の影響の程度 | 苦情の有無とその内容を調査する。 |

|    | 項 目   | 手 法 等   |
|----|-------|---|
| 緑地 | 緑地の状況 | [調査事項]<br>緑地の状況、緑化面積<br>[調査方法]<br>施工記録の確認、現地踏査及び写真撮影<br>[調査地点]<br>事業予定地<br>[調査時期]<br>第2期工事完了後 |

|     | 項 目      | 手 法 等   |
|-----|----------|---|
| 景 観 | 景観の変化の程度 | <p>[調査事項]<br/>主要眺望点からの景観</p> <p>[調査方法]<br/>写真撮影</p> <p>[調査地点](図 6-4)<br/>事業予定地周辺の 3 地点</p> <p>[調査時期]<br/>第 2 期工事完了後</p> |

|         | 項 目     | 手 法 等  |
|---------|---------|--|
| 地 域 分 断 | 地域分断の程度 | <p>[調査事項]<br/>住宅・事業所・生活関連施設・生活道路、コミュニティ組織の状況</p> <p>[調査方法]<br/>資料収集、現地踏査及び写真撮影</p> <p>[調査地点]<br/>事業予定地および周辺地域</p> <p>[調査時期]<br/>第 2 期工事完了後</p> |

|         | 項 目       | 手 法 等   |
|---------|-----------|---|
| 廃 棄 物 等 | 廃棄物の発生の程度 | <p>[調査事項]<br/>○廃棄物(スクリーンかす、沈砂等)の発生量<br/>○廃棄物の再資源化の状況</p> <p>[調査方法]<br/>管理記録(1年間)からの読みとり等</p> <p>[調査時期]<br/>○ポンプ所供用開始後(一部供用)・・・1年間<br/>○第 2 期工事完了後・・・1年間</p> |

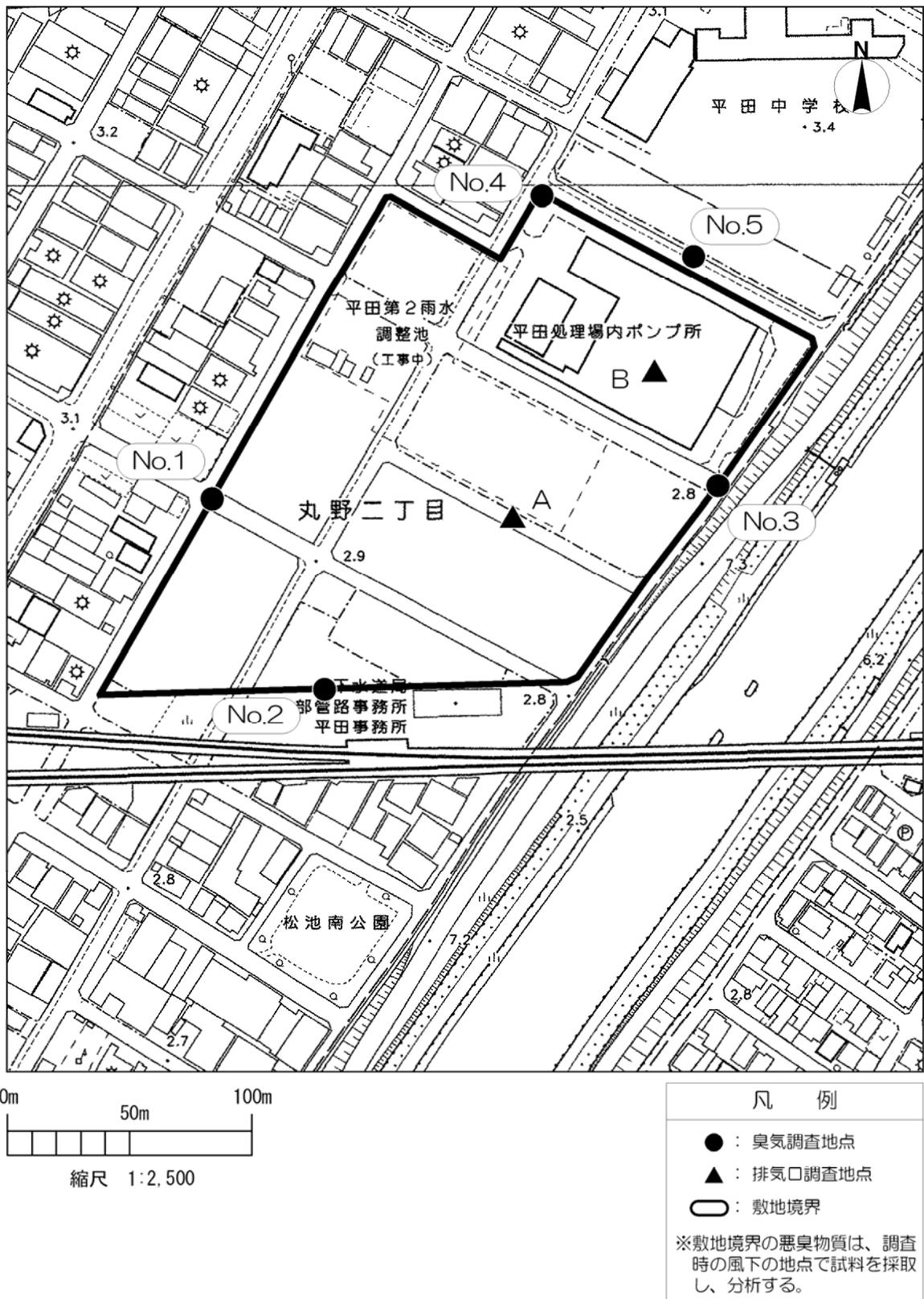


図 6-1 悪臭調査地点

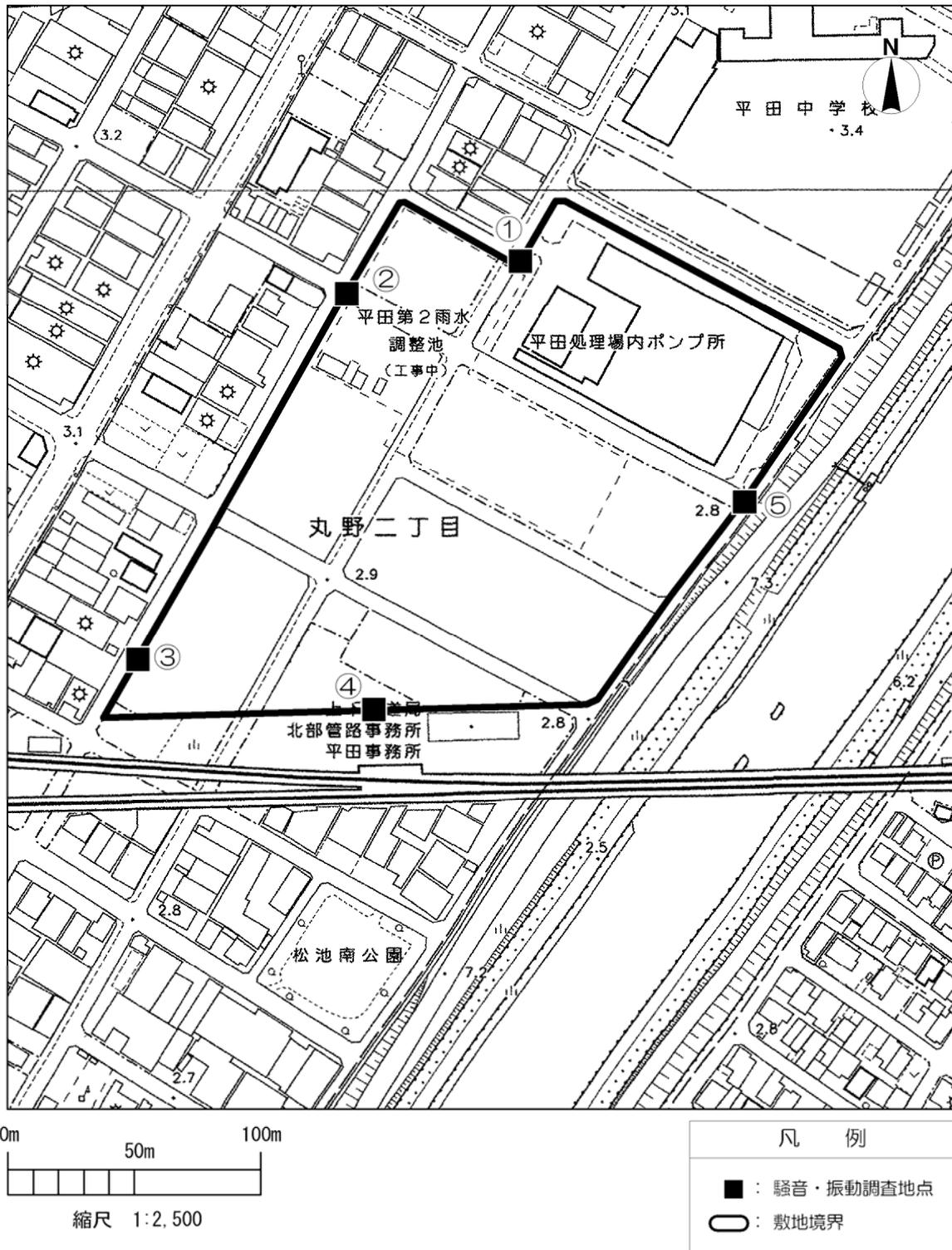


図 6-2 騒音・振動調査地点



1000m 500 0 1000  
1 : 100,000

| 凡 例                 |                 |
|---------------------|-----------------|
| ◻ : 水質調査地点 (短期及び長期) | ○ : 水質調査地点 (長期) |
| A : 比良新橋            | 1 : 稻春橋         |
| B : 処理場放流地点下流       | 2 : 名師橋         |
| C : 新川橋             | 3 : 菅津橋         |
|                     | 4 : 日の出橋        |

図 6-3 水質調査地点

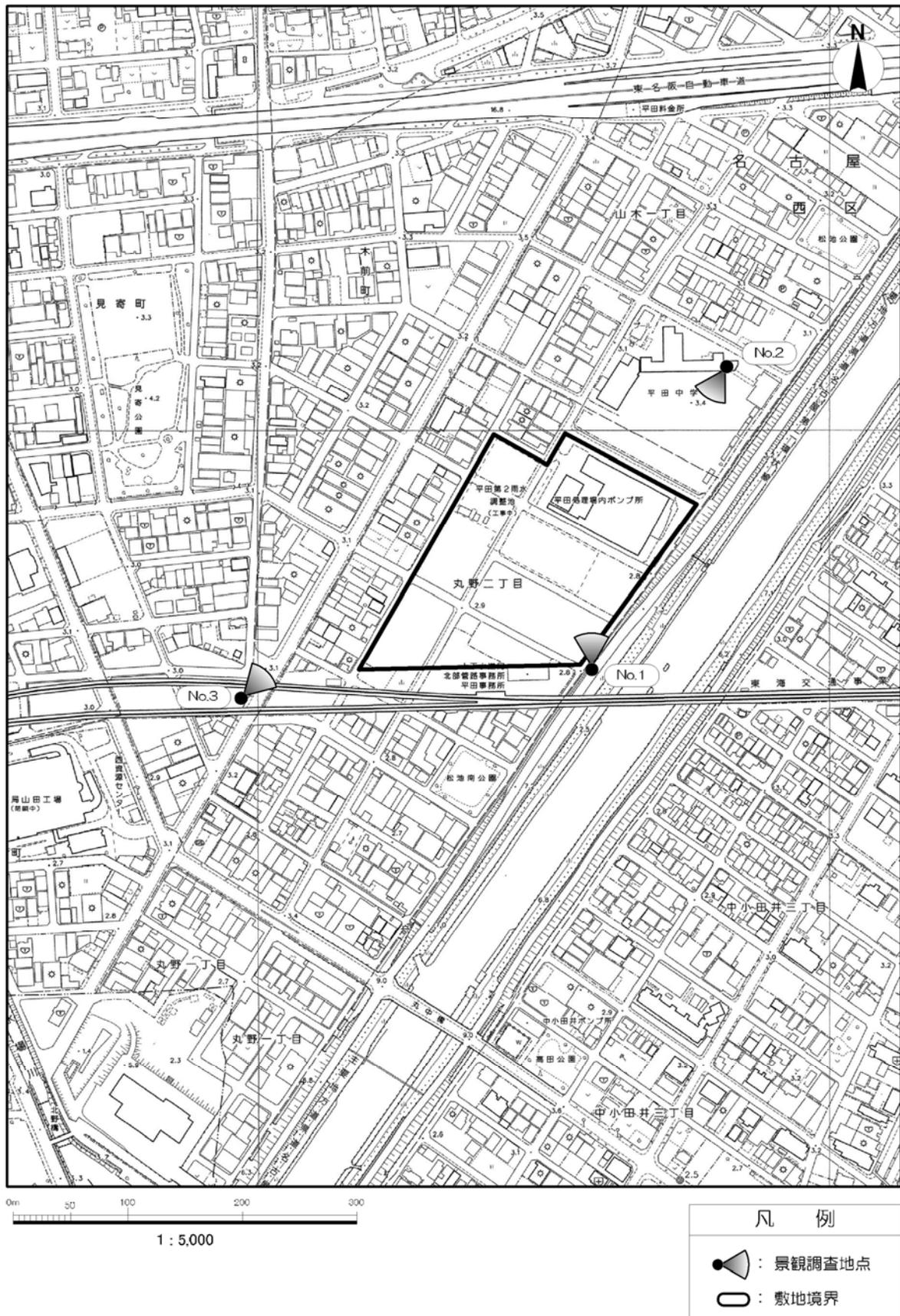


図 6-4 景観調査地点